

異業種交流のできる団体

# いいだ法人

第141号

2020・4

春 Spring

(題字 石井清美会長 筆)



一般社団法人 飯田法人会

新型コロナウイルス対応により  
新年度事業日程・内容が変更の場合があります  
ご理解とご協力ををお願いします



## 花桃の里

撮影：松島信雄 氏

阿智村の花桃は伊那谷の春を代表するスポットになりました。

## 主な内容

税務署だより	2	社労士コラム	7～8
「消費税確定申告書の作成には「区分経理」が必要です」		「高校生など年少者を雇用する場合の注意点」	
税理士会だより	3	三者懇談会・第4回「絵はがきコンクール」作品の展示	8
「令和2年度 税制改正のポイント」		支部・部会だより	9
令和2年度事業計画	4	お知らせ掲示板	10
令和2年度収支予算書	6	新会員ご紹介	11
		絵はがきコンクール作品・編集後記	12

みんなで回覧しましょう



確認印

社長						経理担当
----	--	--	--	--	--	------



再生紙と大豆インキを使っています。

差出人（差出発送代行）

（株）長野県中日サービスセンター 〒395-0073 飯田市松川町2211メルセンビル1階

このお荷物はご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

飯田法人会

〒395-0033 長野県飯田市常盤町41番地 飯田工商会館4階  
TEL 0265(52)5775

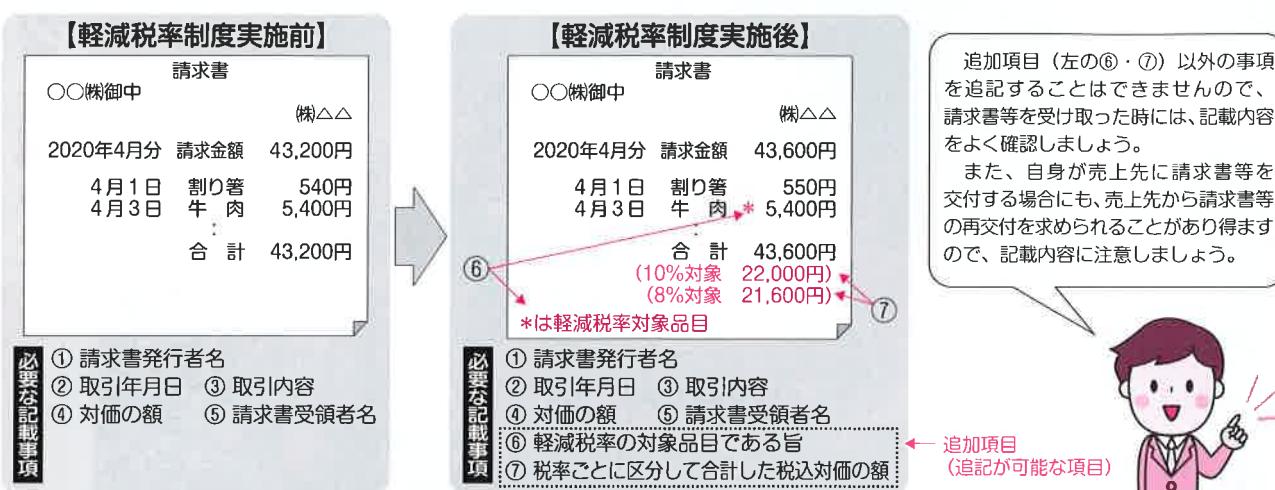
国税における新型コロナウイルス感染症に関する対応等について、国税庁ホームページに掲載しています。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

## 税務署だより

消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。  
 <区分経理(記帳)に当たっての留意点>

### 必要事項が記載されていない請求書等を受け取った場合

- 消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、仕入先等から受け取った「区分記載請求書等」(税率の異なるごとに区分して記載された請求書等)の保存が必要です。
- 「区分経理」は、必要事項が記載された「区分記載請求書等」を基に行いますから、必要事項が記載されていない請求書等を受け取った場合には、
  - 仕入先等に必要事項が記載された「区分記載請求書等」の再交付を求める 又は
  - 自ら「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」を追記するといった対応が必要です。
- このため、仕入先等から請求書等を受け取った時には、記載内容を確認することが必要です。



### 誤った税率による請求書等を受け取った場合

- 例えば、経費の支払先等から、誤った税率による税込対価の額が記載されたレシート(請求書等)を受け取った場合には、支払先等に対して、適正に記載されたレシートの再交付を求めるといった対応が必要です。

<事例> 軽減税率(8%)が適用される飲食料品(税抜価格10,000円×5点)について標準税率(10%)が適用されたように税込価格55,000円で販売していた場合

#### 【当初】受け取ったレシート

△△△ ○○店	TEL 0265-XX-XXXX
2020年04月30日(木) 13:45	
飲食料品 5点 @10,000	50,000円
8%対象計	0円
外税額	0円
10%対象計	50,000円
外税額	5,000円
合計	55,000円
⋮	

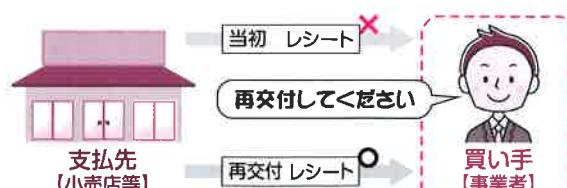
\*は軽減税率対象品目

#### 【再交付】受け取ったレシート

△△△ ○○店	TEL 0265-XX-XXXX
2020年04月30日(木) 13:45	
飲食料品 *5点 @10,000	50,000円
8%対象計	50,000円
外税額	4,000円
10%対象計	0円
外税額	0円
合計	54,000円
⋮	

\*は軽減税率対象品目

誤った税率による税込対価の額→「追記」は不可



#### 適正な税率(8%)で再交付を受けたレシートに基づき記帳

月	日	摘要	借方
4	30	飲食料品 *	54,000

※軽減税率対象品目

国税庁動画チャンネルもご覧ください。



## 税理士会だより

### 令和2年度 税制改正のポイント

飯田法人会及び会員企業の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、皆様方の中にも多大な影響が出ていると思われます。税法関係も今後の動向には注視が必要でしょう。

さて、今回は令和2年度の税制改正のポイントを整理します。(主に中小企業向け)

#### 法人課税

##### ◆オープンイノベーション促進税制の創設

今回の税制改正の目玉とされたのが、法人からベンチャー企業への投資優遇税制。

企業の枠を越えた「オープンイノベーション」を促進するため、青色申告法人が設立10年末満の一定の非上場企業の株式(特定株式)に1億円(中小企業は1,000万円)以上の投資を行い、その株式を期末まで保有した場合には、株式取得額の25%相当額を課税所得から控除できるようになりました。

ただし、取得から5年以内に譲渡等を行った場合には、益金算入となります。

##### ◆交際費課税の特例は大企業に限り廃止

交際費の損金不算入制度は、適用期限が2年延長となりましたが、交際費に係る損金算入の特例の対象法人から資本金100億円を超える法人が除外されました。{中小法人は定額控除限度額(800万円)までの交際費を全額損金算入可能}

#### 資産課税

##### ◆所有者不明土地等に係る措置(固定資産税)

土地・家屋の固定資産税は、原則として土地の「所有者」(登記簿上の所有者)に課税されますが、昨今の「所有者不明土地等」の増加に伴い、次の措置が設けられます。

##### (1) 「現に所有している者」の申告制度化

市町村長は、その市町村内の土地・家屋について、登記簿に「所有者」として登記がされている個人が死亡している場合には、その土地・家屋を「現に所有している者」(現所有者)に、条例で定めるところ

により、賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとなりました。

##### (2) 所有者不明土地等の「使用者」に課税

市町村は、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その「使用者」を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができます。



関東信越税理士会  
飯田支部 副支部長  
三輪 正智

#### 個人所得課税

##### ◆低未利用地等を譲渡した場合の特別控除

高齢化の進展に伴い、所有者自身が利用する意向のない土地の増加が予想されることから、特別控除制度が創設されました。

個人が都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合において、一定の要件を満たすときは、長期譲渡所得金額から100万円を控除することができます(建物譲渡部分については適用されません)。

##### ◆未婚のひとり親に対する税制上の措置

昨年の改正で持ち越しとなっていた「未婚のひとり親」の寡婦(夫)控除は、令和2年分より控除できることとなりました。

適用要件は死別・離別の場合と同様です。寡婦に寡夫と同じ所得制限(500万円)が設けられます。

#### 納税環境編

##### ◆振替納税の通知依頼等がe-Taxで可能に

###### 振替納税・ダイレクト納付の申請

次の書類の提出は、令和3年1月以後、e-Taxによる電子申請が可能となります。

###### ①振替納税の通知依頼

###### ②ダイレクト納付の利用届出

なお、これらの申請手続では、申請者の電子署名や電子証明書の送信は不要とされました(振替納税については、納税地の異動があった場合の手続も簡素化されます)。

新型コロナウィルス感染拡大防止対応により、3月26日開催予定の理事会は中止し、議案(令和2年度事業計画並びに予算案)は理事全員の同意による書面決議をもって承認されました。今後実施予定の消費税のインボイス制度等、税制の周知・研修と情報提供に重点を置き事業を推進してまいります。

## 令和2年度 事業計画

### I. 事業活動基本方針

飯田税務署ならびに税理士会、関係団体との連携を図りながら公益的事業の展開、並びに会員企業にとって魅力ある事業を提供し、企業の発展、税知識・納税意識の向上を目指す。

- 会員企業の恒久的、安定的かつ健全な繁栄に資するための事業を企画し、参加・利用を呼び掛ける。
- 会員企業の意見、要望を汲み上げ、税務当局等行政とのパイプ役を果たす。
- 地域のオピニオンリーダーとして、公平、公正な税制の実現等会員企業の経営環境の改善並びに社会全体の発展に努める。
- 会員の交流・親睦を通じ業種を超えた連携を推進する。

以上実行のために、研修・広報・相談・福利厚生・税制要望具申・異業種交流・社会貢献の7つの柱により事業を開展する。

### II. 事業計画

#### 1. 公益事業

##### (1) 税務知識の普及事業

- ①税に関する研修会、支部別税務研修会の開催
- ②決算説明会の開催（年4回）
  - ・第1講座…税務署による「税制改正と申告の注意点」
  - ・第2講座…税理士による「インボイスについて」他
- ③税制・経営資料の提供
 

全法連機関紙「ほうじん」会報へ同封し全会員へ配布（年4回）

参考小冊子の無料配布
- ④新設法人説明会（於・税務署4月・10月）

##### (2) 納税意識の高揚と税制の調査研究事業

- ①e-Taxの普及・利用拡大へ向けた啓蒙・支援活動
- ②会員の税制に関する提言・意見の集約
  - ・「第14回会員税関係アンケート」の実施
  - ・全法連アンケート実施（正副会長、税制委員）
- ③税制改正の要望、陳情活動
  - ・県連・全法連を通じ税制改正の要望、陳情
  - ・支部から各市町村へ提言書提出
- ④税制、税務の研究及び研修
 

税理士会役員を相談役に委嘱し、委員会等で税制・

#### 税務の研究及び研修

##### ⑤関係機関との協議開催

飯田税務連絡懇談会等を通じ、税務署及び税務関係団体と意見交換

##### ⑥全国法人会連合会・県連合会が行う税制セミナーへの参加

##### ⑦租税教育事業

- ・租税教育推進連絡協議会への参加・協力・表彰
- 各支部で出席し支部長表彰及び記念品の贈呈
- ・租税教育推進連絡協議会で小学生を対象とした「税に関するポスター」優秀作品を表彰、また応募者全員へ「税のPR下敷き」を贈呈
- ・青年部による租税教室開催
- ・女性部による「税に関する絵はがきコンクール」作品募集

優秀作品への飯田税務署長賞・飯田法人会長賞・支部長賞等の授与・表彰式及び応募者全員へ記念品贈呈

全国法人会連合会女性部連絡協議会絵はがきコンクールへの出展

##### ⑧受講証（申告書添付シール）発行及びe-Tax申告企業用シール台紙配布（4月号同封及び随時）

- ・決算説明会出席証（オレンジ色）
- ・各種研修会出席証（黄色）
- ・新設法人説明会出席証（青色）
- ・会員証（水色）（4月号会報同封）
- ・e-Tax申告用シール台紙配布（4月号同封及び随時）

##### ⑨「税を考える週間」行事に協賛（租税教育表彰作品会報掲載、税務講演会参加）

##### ⑩税の広報事業

- ・研修会参加者増員運動の推進（新聞掲載PR等）
- ・会報、ホームページを通じ税に関する情報発信と周知、内容の検討

##### ⑪研修会等各種機会を捉え税制、税務の資料提供

##### ⑫消費税滞納防止に協力

- ・当会封筒及び会報表紙印刷により納税意識の喚起
- ・「消費税期限内完納」及び納税準備資金の徹底周知（会報広告掲載）

##### (3) 地域社会貢献事業

##### ①黄色いハンカチ運動推進（女性部）

ハンカチ配布（飯田観光協会、病院他）と助け合い

の呼びかけ推進

②経済講演会…商工会議所講演会を後援し、チラシ案

内配布と聴講募集

③総会時の記念講演会（本会・支部）

・講演会の開催と一般聴講の呼びかけ

・一般市民参加募集及び参加し易い講習講演会開催

④結婚支援事業…ホームページ掲載・会報への案内チラシ封入

#### （4）地域企業の健全な発展に資する事業

①中小企業会計セミナー

②若手経営者・経理担当者実践経営者塾

③青年部・女性部総会記念講演会

④税務署長講話

⑤会員企業研修DVDレンタルサービス・インターネットセミナーの提供とPR

⑥会報誌「いいだ法人」の編集、発行（年4回…4月、7月、10月、1月）

⑦顧問弁護士制度による無料相談の実施

（通年…下平秀弘弁護士、原正治弁護士、長谷川敬子弁護士）

### 2. 共益事業

#### （1）会員の交流及び増強に資する事業

①役員研修会・支部研修会・総会及び会員親睦交流会の開催

②会員親睦ゴルフコンペ

開催予定日 令和2年10月13日（火）於飯田C.C.

③支部・青年部・女性部親睦事業の支援

④組織強化事業

・会員増強運動の実施計画立案と推進及び支部長・

組織・厚生制度連協合同会議の開催

・新設法人に対する入会勧奨（勧奨文の送付、説明会での加入勧奨）

・税理士会との協議会で会員増強の協力依頼（三者懇談会）

・会員増強協力者、目標達成支部の表彰

・「法人会のご案内」等作成・配布（会員加入勧奨に活用）

会員募集用パンフレット「飯田法人会入会メリット」パンフレット作成

・会員台帳管理、未加入名簿の整理及び作成、休廃業法人整理

・支部・青年部・女性部組織の拡大強化、会員増強へ協力依頼

・先進法人会視察研修

⑤全国大会

・法人会「全国大会」（岩手10月8日）

・青年部「青年の集い」（島根11月6・7日）

・女性部「女性フォーラム」（愛媛11月25日）

⑥県連合同例会

・青年部…大北 （10月16日）

・女性部…伊那 （10月2日）

⑦その他会運営に関する事業

・令和2年度決算及び令和3年度予算編成

・会費自動振替率の向上

・諸会議の開催

通常総会（5月28日）、正副会長会、理事会（5月、12月、3月）、委員会、支部長会等

・諸規定の見直しと整備

#### （2）会員の福利厚生事業

①会員健康診断等の実施及び大型保障加入者補助金交付

・脳ドック…通年（瀬戸脳神経外科病院）

・成人病予防健診…9月15日（火）16日（水）

於）南信州・飯田産業センター

（エス・バード）

・「がん検診」PET／CT検査…随時（長野赤十字病院）

②厚生制度推進目標達成支部ならびに優秀推進員表彰

③福利厚生制度の目標設定と推進

・受託会社（大同生命、AIG損保、アフラック）の協力を得て、福利厚生制度を積極的に推進する。

#### 【企業のための保障制度】

・企業防衛と経営者退職金準備 「経営者大型総合保険制度」

・経営者のトータル保障プラン 「経営者大型総合保険制度」

・介護新保険（収入りリーフ、介護リーフ）

・給与サポート保険

・がん治療と対策 「がん保険制度」

・ゆとりある老後保障 「個人年金制度」

・万一の災害に備え 「ビジネスガード」

・マイナンバー保険

・役員責任保険（マネージメントプロテクション保険）

・高齢化・介護への備え 「介護保険制度」

・入院時の治療に重点 「医療保険制度」

・経営者・従業員の個人保障 「個人年金プラン」

④福利厚生制度推進連絡協議会の開催

⑤福利厚生制度の経営者・社員への有効活用研修会の開催

⑥福利厚生制度推進施策、親睦事業の現状調査

⑦優良経理担当者表彰の実施（総会時）

## 令和2年度 収支予算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1.経常増減の部				
(1)経常収益				
特定資産運用益	8,000	8,000	0	
特定資産受取利息	7,700	7,700	0	受取利息
特定資産受取配当金	300	300	0	受取配当金
受取会費	12,600,000	12,600,000	0	
正会員受取会費	12,400,000	12,400,000	0	会員会費
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0	賛助会員会費
事業収益	500,000	450,000	50,000	
参加者負担金	500,000	450,000	50,000	事業等参加負担金
受取補助金等	12,314,700	12,677,900	△ 363,200	
受取県連補助金	515,000	1,115,000	△ 600,000	県連補助金
受取全法連助成金振替額	11,749,700	11,362,900	386,800	全法連助成金
受取全法連補助	50,000	200,000	△ 150,000	全法連補助金
雑収益	101,000	101,000	0	
受取利息	1,000	1,000	0	預金利息
雑収入	100,000	100,000	0	全法連事業助成
経常収益計	25,523,700	25,836,900	△ 313,200	
(2)経常費用				
事業費	23,484,861	23,711,917	△ 227,056	
給料手当	6,801,600	6,655,500	146,100	給与費
退職給付費用	156,960	139,200	17,760	退職引当
福利厚生費	1,351,600	1,305,000	46,600	法定福利費
会議費	488,541	541,791	△ 53,250	諸会議開催費
委員会費	250,000	250,000	0	委員会開催費
旅費交通費	1,537,741	1,437,451	100,290	会議等出席旅費
通信運搬費	1,322,353	1,387,606	△ 65,253	会報資料等送付
表彰費	350,000	350,000	0	表彰祝金等
消耗品費	133,872	131,333	2,539	消耗品購入
印刷製本費	1,807,378	1,811,302	△ 3,924	会報等印刷
水道光熱費	52,320	52,200	120	光熱関係費
事務所賃借料	680,160	678,600	1,560	事務所賃貸料
諸謝金	1,000,000	1,000,000	0	講習会講師謝金
支払負担金	280,416	351,244	△ 70,828	参加費他
支払助成金	150,000	100,000	50,000	事業等費用補助
教材費	200,000	200,000	0	租税教育教材
物品費	300,000	300,000	0	諸物品購入費
会場費	500,000	599,990	△ 99,990	会場借上料
広告宣伝費	90,000	90,000	0	広告周知用費用
リース料	104,640	104,400	240	事務機材リース料
事務所管理費	104,640	104,400	240	事務所管理費用
新聞図書費	87,200	87,000	200	新聞定期購読物
支払手数料	218,000	217,500	500	振込料等
費用補助	5,500,000	5,800,000	△ 300,000	支部部会等事業補助
雑費	17,440	17,400	40	諸雑費
管理費	1,937,140	1,970,083	△ 32,943	
給料手当	998,400	994,500	3,900	給与費
退職給付費用	23,040	20,800	2,240	退職引当
福利厚生費	198,400	195,000	3,400	法定福利費
会議費	61,459	58,209	3,250	會議開催
旅費交通費	62,259	62,549	△ 290	會議等出席旅費
通信運搬費	27,647	62,394	△ 34,747	会報資料送付
消耗品費	16,128	18,676	△ 2,548	消耗品購入
修繕費	150,000	150,000	0	什器備品修繕
印刷製本費	42,623	38,699	3,924	会報等印刷
水道光熱費	7,680	7,800	△ 120	電気料
事務所賃借料	99,840	101,400	△ 1,560	事務所賃貸料
支払保険料	50,000	50,000	0	備品他損害保険
租税公課	2,000	2,000	0	バイク市税
支払負担金	19,584	28,756	△ 9,172	参加費・加盟金
涉外慶弔費	100,000	100,000	0	涉外費慶弔費
リース料	15,360	15,600	△ 240	事務機材リース料
事務所管理費	15,360	15,600	△ 240	事務所管理費用
新聞図書費	12,800	13,000	△ 200	新聞定期購読物
支払手数料	32,000	32,500	△ 500	振込料等
雑費	2,560	2,600	△ 40	諸雑費
経常費用計	25,422,001	25,682,000	△ 259,999	
評価損益等調整前当期経常増減額	101,699	154,900	△ 53,201	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	101,699	154,900	△ 53,201	
2.経常外増減の部				
(1)経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2)経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	101,699	154,900	△ 53,201	
法人税住民税事業税	71,000	71,000	0	
当期一般正味財産増減額	30,699	83,900	△ 53,201	
一般正味財産期首残高	19,666,901	20,013,101	△ 346,200	
一般正味財産期末残高	19,697,600	20,097,001	△ 399,401	
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	11,749,700	11,362,900	386,800	
受取全法連助成金	11,749,700	11,362,900	386,800	
一般正味財産への振替額	△ 11,749,700	△ 11,362,900	△ 386,800	
一般正味財産への振替額	△ 11,749,700	△ 11,362,900	△ 386,800	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	19,697,600	20,097,001	△ 399,401	

ちょっとお耳を  
社労士コラム

## 高校生など年少者を 雇用する場合の注意点

本題に入る前に…憲法は、第27条第3項に「児童は、これを酷使してはならない」と定めています。

○「児童」とは、満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了する者（義務教育終了者）を言い、児童を雇用してはなりません。

例 外	
満13歳以上可	新聞配達とか倉庫内の軽作業などの非工業的事業で、健康や福祉に有害ではない、明らかに軽易な作業
満13歳未満の児童であっても労働基準監督署長の許可を条件として、修学時間外に使用することが可	映画製作・演劇に関わる仕事をしている子供（要するに子役）など子供の負担を考慮して、修学時間と労働時間を合わせた時間が、1日7時間、1週間で40時間を超えてはならない。 労働できる時間も17時～20時（よく、紅白歌合戦とかテレビの生放送で、子役が途中で退席する場面、あれはこのルールがあるからです。）

○高校生など年少者を雇用する場合の注意点

「年少者」とは満18歳未満の者を言い、労働基準法では、年少者の健康や福祉の確保のためにさまざまな保護規定を設けている。

年少者を雇った場合	事業場にその年少者の年齢を証明する物を備え付けなければならない。具体的には「住民票記載事項証明書」を備え付け、はっきりと名前や生年月日の確認ができる状態にしておくと良い。
年少者（満18歳未満の者）の勤務時間について	年少者への適用は
年少者	1日8時間、1週40時間を超える労働は不可
36協定を結んでいる会社	時間外労働・休日労働の不可
週44時間制の特例が認められている会社	適用不可、1週の労働時間は40時間
変形労働時間制やフレックスタイム制を採用の会社	適用不可
例外の条件	内 容
1週の労働時間が40時間以内で、1週のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮	他の日の労働時間を10時間まで延長可
1週について48時間以内、1日について8時間以内	1か月単位の変形労働時間制または1年単位の変形労働時間制を適用可
災害等による臨時の必要がある場合で、労働基準監督署長の許可を得た場合（または事後遅滞なく届け出て、承認を得た場合）	時間外労働・休日労働可

○年少者には、深夜業（22時～翌5時までの業務）をさせることが原則として禁止されている。

以下の場合は例外的に深夜業に従事させることができる
交代制により働く満16歳以上の男性
行政官庁の許可により交代制で働く場合、22：30まで勤務すること
非常災害時などで、行政官庁の許可を受けた場合もしくは事後に遅滞なく届け出た場合
農林水産業、保健衛生業等



社会保険労務士  
うえすぎしのぶ  
上 杉 信夫  
(飯田法人会会員)  
明治大学大学院卒  
(経営学研究科博士前期課程)



## ○年少者・未成年者への業務・契約・賃金支払い

内 容	備 考
年少者には、肉体的・精神的に未成熟であることから、危険な業務や重量物を取り扱う業務、安全・衛生・福祉に有害な業務として、法令に定められたものに就業させることは禁止されている。	危険な業務（ボイラーやクレーンを使用するもの）水銀など毒劇薬の人間の身体に有害な原材料を取り扱う業務や、高温・高圧・異常気圧の場所での業務などがこれに該当する。
未成年者（満20歳未満の者）に対する労働契約は必ずその未成年者本人と結ばなければならない。	親権者もしくは後見人が未成年者に代わって締結することはできない。本人の代わりに親との間で労働契約を結んだとしてもその労働契約は成立しない。
未成年者（満20歳未満の者）の賃金は、使用者がその未成年者本人に直接支払う。未成年者が自分の手で一生懸命働いて得た尊い賃金は、その未成年者本人が独立して使用者に請求することができる。	親権者や後見人が「心配だから、お父さんがおまえの代わりに受け取ってあげたよ。」未成年者の代わりに受け取ることは禁止されている。

## 税務署・税理士会との懇談会を開催 一税に関する事業の円滑化を目指して

当地域における税務に関する事業や対応を円滑に進めよう、また法人会が行う活動への理解と協力を求めるため、毎年飯田税務署・税理士会飯田支部執行部と本会正副会長との懇談会を開催しているが、本年度は、1月29日(水)午後4時から「ホテル吉村」で開催した。

税務署から大澤署長・林統括官・稻川総括上席各氏に、また税理士会からは小原支部長他5名の副支部長さんにご出席いただき、所期の目的に沿って活発な情報提供や意見交換が行われた。

主な懇談テーマは、1. 飯田法人会の組織（会員加入率や会員勧奨依頼） 2. 税制の動きの解説や税制

改正要望（要望書作成へのご指導） 3. 決算法人説明会及び各種税務研修会（講師斡旋・出席率向上の働きかけ） 4. 租税教室・絵はがきコンクール（応募数増加のための教室での説明等）等々、法人会の主要な税務関係事業や内容について、税務署や税理士会への説明や依頼を行うとともに、提案や要望なども伺い、今後のより充実した相互の協力体制を確認した。



## 飯田税務署確定申告会場へ 第4回「絵はがきコンクール」作品の展示

当会女性部（五十君永子部長 部員206名）は、第4回となる絵はがきコンクールを実施し、昨年中に表彰式を行った。

飯田税務署のご協力により、今年の絵はがきコン

クール応募全87作品を、確定申告の時期に合わせて申告会場へ展示していただいた。小学生のみなさんが税の大切さを描いた絵はがきは申告に訪れたみなさんへのピアールになった。



## 支部・部会だより

### 女性部 飯田税務署長講話と健康講座

2月5日、7月より着任された大澤幸宏飯田税務署長をお迎えし、「税務の仕事あれこれ」と題して今まで歴任された国税庁在任時の東日本大震災対応、カナダ駐在中の経験など興味深いお話をビーラクスマツカワでお聴きした。講話後には署長、林統括、稻川総括を囲み昼食懇談会となった。

続いての健康講座（飯田市保健師）では、最新機器による姿勢計測を行い、参加者全員がからだのゆがみ具合を確認後、維持修正のためのストレッチも併せてご指導いただき心身ともにリフレッシュ出来た一日でした。



### 一飯田支部一 上郷・座光寺地区研修会 「司法書士を招いて合同研修会」

昨年12月12日、カラオケ大さじ小さじに於いて「上郷・座光寺地区合同税務研修会」を開催し、会員15名が参加した。当地区は夏・冬と2度目の開催となった。

講師に長野県司法書士会から派遣の柴田智行司法書士をお迎えし、「携帯電話・スマートフォン・インターネットの罠」と題してお話を聴きした。

インターネットの便利さと危険が背中合わせである恐ろしさ、インスタグラムの注意など、また対策として基本ソフトの最新化(アップデート)、パスワードの設定等注意点を改めて認識した。

懇親会は、講師の柴田司法書士が岐阜出身で阿智在住8年のとても気さくな方で、カラオケも盛り上がり賑やかな交流会となった。



### 一飯田支部一 竜丘・川路地区研修会 「健康セミナー」

竜丘地区（今村栄志地区長）では、2月18日、毎年開催の地区研修会として今年は健康セミナー「からだを知ろう！姿勢測定で体を点検」を油屋にて開催し20名が受講した。

3名の飯田市保健師による姿勢測定と体組成計を実施し、結果の分析、注意点、日常できる簡単な運動など講義を頂いた。姿勢は三方向姿勢で撮影したものがその場で印刷され、老若・体力の有無にかかわらず姿勢の良し悪し、筋肉の硬直・体のゆがみなどを指摘され、点数表示に一喜一憂。体組成計については日頃の食生活、飲酒を反省する場面も多かった。少しの時間でも、かかとの上げ下げといった簡単な運動の日々積み重ねが大事。

法人会でも健康経営は、税金使途の節約とともに企業のイメージアップに繋がると推進している。健康があたりまえと過ごす日常を考える良い機会となった。

当地区は企業間の交流も活発で、今回初めての参加者もあり名刺交換から懇親会も大変盛り上がった。



### 一飯田支部一 丘の上地区合同研修会 「事業承継の進め方・注意点」

飯田支部丘の上地区（橋南・橋北・東野・羽場・丸山合同地区代表 大田中峰雄橋南地区長）は、2月21日飯田商工会館に於いて、合同研修会を開催し、33名が出席した。

関東信越税理士会飯田支部から派遣の今村真祐税理士をお願いし、団塊世代が事業承継を迎える時期であることから「事業承継の進め方・注意点」について説明をいただいた。法人の事業承継税制の特例措置など一定の要件のもと納税の猶予や免除がある等、税理士に相談しながら準備するのが重要とのこと。続く懇親会では会場を舞鶴へ移動し、講師の今村先生も一緒に丘の上地域・異業種での交流を深めた。





要チェック

## 《お知らせ掲示板》



## —顧問弁護士無料相談—

## 弁護士が3名に

これまでの下平秀弘弁護士、原正治弁護士、新たに長谷川敬子弁護士に加わっていただき  
顧問弁護士3名になりました。

心配ごとは抱え込み、気軽にご相談ください。

※詳細は同封のご案内チラシ参照

## 飯田支部第35回通常総会の延期

総会開催(4/23予定)については新型コロナ  
対応により延期します。開催については、後日  
ご案内をします。

## 決算期別説明会・新設法人説明会の延期

例年開催している「決算期別説明会」・「新設  
法人説明会」の次の日程については、今後、  
新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえ、改めて、お知らせします。

- ・決算に当たり、当会ホームページ(お役立ち  
リンク)掲載の「自主点検チェックシート」  
を活用しましょう。
- ・今号に同封の「令和2年度税制改正のあら  
まし」をご覧ください。

## 飯田支部総会記念講演会の中止

総会と同日開催4/23予定の記念講演会(嶋聰氏)  
と懇親会は中止します。

※今後の新型コロナウイルス対応により予定は変更になる場合がありますので詳細は案内通知をご確認ください。

## 大同生命保険(株) 桜木支社 飯田営業所長

## —着任ご挨拶—



岩根 健介

飯田法人会の皆様には、大型保障制度を通じていつも大変お世話になっております。

4月1日付け飯田営業所長として着任しました岩根と申します。

営業所長として初陣が飯田という非常に素晴らしい場所であることを大変光栄に思います。

昨今では、コロナウイルスの影響で多くの企業様が大変な思いをされているかと思います。

我々は、企業保険のパイオニアとして解約払戻金のあるご契約の新規契約者貸付金利を免除することや、保険料の払込猶予期間の延長等、お客様に寄り添った対応を行います。

今後も皆様に少しでもお役立てできるサービス・情報の提供をさせていただければと思います。何卒お願いいたします。

## —転任ご挨拶—



山村 武

飯田法人会の皆様へ。

日頃は法人会様の福利厚生制度を通じまして、ご理解とご支援を頂き誠にありがとうございます。

この度、私、山村は4月1日より岩手県の盛岡営業部勤務を命じられ、転勤することとなりました。

5年間の在任中は多くの社長をはじめ、会員企業様から過分なるご支援ご協力頂きましたこと、この場をお借りして深く御礼感謝申し上げます。

また、転任のご挨拶をろくにできず、転勤いたしましたことを深くお詫び申し上げます。

末筆ながら会員企業様の益々のご発展を祈念申し上げます。

大変お世話になり、誠にありがとうございました！

## 法人会のPR用看板を設置

この度、法人会のPR看板を羽場坂(R153)沿いに設置した。

これは、法人会の認知度(組織や目的等)を広く世間に周知していくためのPR事業として、法人会県連合会が助成制度を設けたことから、その制度を活用したものである。

市街地に向かって左側に設置されているので、通行の折りにはぜひご確認下さい。

税を味方に、  
強い経営を。

企業を支える80万社の  
経営者ネットワーク

飯田法人会



## 新会員ご紹介

(平成31年4月1日～令和2年3月17日)

社名	代表者名	所在地	業種
(有) 塩沢土木	塩沢恵美	飯田市長野原179-1	建設業(土木工事)
株 アクア	伊藤弘通	飯田市三日市場1149-2号	人材派遣業
(有) 天龍農林業公社	永嶺誠一	下伊那郡天龍村平岡961	農林作業の受委託業、農産物の販売
合同会社 ゆずすけ	宮澤直祐	下伊那郡天龍村平岡961	食品製造業
株 n e o p	田中直樹	飯田市下久堅下虎岩1169-1	光学レンズ等の製造、研磨、販売
北澤福一税理士事務所	北澤福一	飯田市白山町3-東13-1 松下ビル1号	税理士業務
B I S O	木内政志	飯田市松尾明5228-7	塗装工事業
AIG損害保険株松本支店 飯田オフィス	熊谷秀隆	飯田市長野原695-1	保険業
(有) エクステリア建創	久保田 隆	飯田市滝の沢6990-205	エクステリア業
株 RIDE・ON	三宅亘	下伊那郡松川町上片桐4027-42	建設業(とび・土木工事業)
アクタス税理士法人 長野事務所	篠田修	飯田市松尾上溝2700-1 MATO Iビル2F	税理士業務
長谷川法律事務所	長谷川敬子	飯田市下殿岡93-10	法律事務
土屋畜産株	土屋進	飯田市山本840	畜産業
株ツーリストJ	水野篤	飯田市知久町1-9	旅行業
このんこぴあ	矢澤由美子	飯田市座光寺4598	ファミリーレストラン
(有) 宮下石材店	宮下正広	飯田市中村2165-1	石材業、墓石工事・建築、土木石工事、記念碑工事
(有) マトン	佐々木悟	飯田市追手町1-23-1	洋菓子製造、販売
株エビスヤ産業	矢澤俊幸	下伊那郡松川町上片桐1932-2	管工事業
株週休いつか	新海健太郎	飯田市今宮町1-33	広告デザイン業
(有) 片倉商会	片倉秀喜	飯田市上郷飯沼1821-1	自動車販売及びレンタカー
イマムラ	今村嘉秀	飯田市桐林954-4	土建業
株南信塗装	久保田広志	飯田市追手町1-35 篠田ビル2F	塗装工事業
JNC工業株	吉江均	下伊那郡松川町元大島3835-4	製造業
株熊谷技工	熊谷厚	下伊那郡高森町吉田1795	金属加工
南信州木一ム株	熊谷信	飯田市駄科100	不動産業、空き家管理業、建設業
串原税理士事務所	串原義通	飯田市大王路2-12-4	税理士
飯伊広告塗装事業協同組合	里見則行	飯田市上郷別府3365-5	看板製作、施工、塗装一般
株飯島鉄工所	飯島修治	飯田市駄科2699	鉄工業
(有)マルエー企画	荒井裕之	飯田市上郷飯沼3649	不動産業、太陽光発電事業
株フォトジョイ 彩り季節風 伍和	杉本恭子	下伊那郡阿智村伍和5587-46	写真を通しての地域おこし、ギャラリー運営、写真教室
エン機工株	塩入薰	下伊那郡高森町下市田2802-4	機械工具販売業
プラシード	岡田善治	飯田市上郷飯沼518-1	不動産業
セブンイレブン飯田切石店 澤屋酒店	平澤孝生	飯田市鼎切石4336-1	コンビニエンスストア
株里山生活	二川泰明	下伊那郡阿智村清内路3123-26	キャンプ場運営、直売所運営、パン製造販売
南国飯店	下原秀男	下伊那郡阿智村駒場1502-2	飲食業
歯科医院なかや	遠山清美	飯田市松尾常盤台280-1	歯科医療全般
望月正則税理士事務所・行政書士事務所	望月正則	下伊那郡松川町元大島4584-13	税理士、行政書士
原正治法律事務所	原正治	飯田市鈴加町2-16-1	弁護士業(法律事務全般)
株アオキコンサルネット	青木伸仁	飯田市鼎下山500-1	建設機械の販売・レンタル、水耕栽培プラントレント、食用花研究、各種イベント企画・運営
クボタ園芸	久保田昌宏	飯田市上郷別府144-3	園芸業
下澤建築	下澤義浩	下伊那郡豊丘村神福6716-1	建築大工

法人会の運営者大型組合保険制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

## 就業障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

 大同生命保険株式会社

松本支社/  
長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル3F)  
TEL 0263-32-0829

 AIG損害保険株式会社

松本支店/  
長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル7F)  
TEL 0263-35-1933

F-2018-1045(2019年3月27日)

第4回「絵はがきコンクール」受賞作品



飯田税務署長賞  
松尾小学校6年 宮内 結衣さん



飯田法人会会長賞  
追手町小学校6年 下平 彩葵さん



飯田支部長賞  
浜井場小学校6年 馬場田浩聰さん

この季節はハルウララの中、笑顔で桜を見ながら宴に興じる人が多い時期です。しかし、令和初の春は、新型コロナウイルス感染により様々な人の動きが発生する職種、学校、福祉施設、病院、アミューズメント施設や飲食店などが国よりクラスターと分析され制限を受け暗い影を落としています。

昨秋の増税以降日本経済状況は低調で、更に国民の明るい未来を考え実行行動するはずである方々の我田引水な寒々しい報道が更に国民の心をも疲弊させています。

また、2020東京オリンピックもスポーツの祭典として、経済や政治が低調でも心の闇を吹き飛ばしてくれる信じていたが、今や新型コロナウイルス感染がパンデミックしている中で、中心的な役割を果たす選手たちの心中を慮るばかりである。

しかし、こんな中でも、パンデミック、クラスター、エビデンス等々普段使わないような用語が様々な媒体から発せられ必然と、辞書やネット検索することになり、より正確な言葉の意味が理解でき少しだけ得をしたような気がしたのは私だけでしょうか。

「明けない夜はない」という気持ちで日々を過ごすしかないです。東洋的思想の干支から考えれば本年は「庚子(かのえ・ね)」で新たな芽吹きや、繁栄の始まりという意味の歳である。こんな時こそ、人が信じる力こそが世の難事を正しい道へ導いてくれると信じてこの難事を乗り切ろうではありませんか。きっと「今よりは素敵なお未来がある」と信じる気持ちが様々な低調な経済や、行動の抑制からくる暗い時間を明るい時間へと導いてくれると思います。

今は「神が与えた試練の時間」と耐えて前進しましょう！と自分自身に言い聞かせる毎日ではあります。広報委員 木下 裕介



### 編集後記

## いいだ法人 第141号 2020・4 春 Spring

令和2年4月15日発行

年4回発行／一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階  
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776  
e-mail:iho@iida-houjinkai.jp URL http://www.iida-houjinkai.jp/

広報委員長・児島博司  
副委員長・棚田 稔  
副委員長・南島治史  
委員・木下裕介・塚平一人・熊谷 弘  
・中島律子・中島 隆・小林亮夫

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。